

令和3年度岡山市消費者教育担い手育成講座実施業務委託に関する質問回答

令和3年7月12日

岡山市市民生活局市民生活部生活安全課消費生活センター

No.	質問	回答
1	<p>【参加者の有無を確認する公募手続に係る説明書7(6)】における「配置予定技術者」について、【参加確認書】に記載がありませんでした。</p> <p>今回は、ないものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>はい。配置予定技術者を設定していただく必要はございません。</p>
2	<p>【仕様書案4(1)②】において、「講師は民間・行政機関等で講座等の実績がある者を選定すること。」とあります。</p> <p>「どこかで講師を務めた経験がある人」という意味でしょうか。この条件付与には理由がありますか。</p>	<p>はい。経験・実績のある方に講師をお願いし、質の高い講座にさせていただきたく、条件につけ加えました。</p> <p>したがって、「消費生活に関する講師をした経験がある方」という認識で差し支えございません。</p>
3	<p>【仕様書】でお示しの、「10月～12月まで(可能であれば10月から11月の間)」の開催について、具体的な開催予定日があるでしょうか。</p>	<p>はい。すでにきらめきプラザに以下のとおり会場予約をしております(いずれも木曜日)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●基礎講座：10/7,14,21,28 ●レベルアップ講座：11/4,11 <p>なお、会場使用料については当センターからの支払いを予定しております。</p>
4	<p>【仕様書】でお示しの、「各回4時間程度」とは、13時～17時を想定されていますか</p>	<p>前回同様、具体的には各回13時～16時30分までの3時間半程度を想定しております。内容に応じて多少の前後及び延長は可能です。</p>